

OWNER'S LIFE

VOLUME

29

2011 Winter

特集

大切な人と素敵な時間を

クリスマス& お正月のカンタン演出術

「想い」の詰まったオーナー様のお宅を訪問
マイホームへようこそ!

日々の暮らしを楽しむ、素敵なオーナー様を紹介
オーナーズライフ

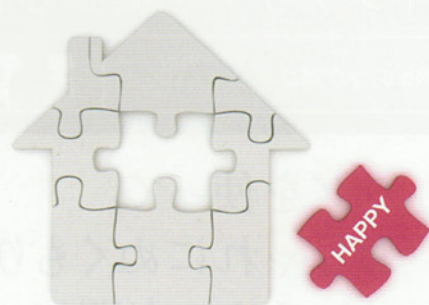
リフォーム実例と冬を快適に過ごすアイテム紹介
リフォームのご提案

暮らしに役立つ経済学
家族で考えるファイナンシャル講座

今の暮らしを、もっと素敵に
インテリアを楽しむ暮らし

みんなで快適生活
エアロテックフォーラム





家族で考えるファイナンシャル講座

～相続・贈与編～

今回ご紹介するのは「相続時精算課税」。親から子どもへ生前に贈与した場合、その時点では贈与税がかからない代わりに、将来相続が発生した時に贈与した分の相続税が課税される、いわば「贈与税課税の先送り」制度です。親の資産を有効に活用し、資産を受け継ぐ子ども達のライフプランにも役立てることができる制度として注目されています。

相続時精算課税とは？

相続時精算課税は年齢制限があり、親は65歳以上、子どもは20歳以上であることが条件です(子どもには養子も含まれます)。子どもが先に亡くなっている場合は、20歳以上の孫が対象となります。

住宅取得資金の特例として、住宅取得資金の贈与に限っては親の年齢制限はありません。また、今年1点改正があり、住宅の新築の前に土地を取得するための資金についても、適用の対象となりました。ただし、今年12月末までの適用です。

①特別控除額は2,500万円

相続時精算課税では、贈与税がかからない特別控除額は2,500万円と

なっています。一度に全額ではなくても贈与額が累計で2,500万円までであれば贈与税は課税されません。2,500万円を超えた場合、超えた部分の金

額に一律20%の贈与税が課税され、贈与を受けた子どもが納税することになります。

図2:相続時精算課税と暦年課税の比較(適用:2011年12月末まで)

	相続時精算課税	暦年課税(通常の贈与)	
贈与者	65歳以上の親 (住宅取得資金の場合、年齢制限なし)	制限なし。親族間のほか、第三者からの贈与を含む。	
受贈者	20歳以上の子供(代襲相続人を含む)	制限なし	
贈与時	非課税枠	贈与をする人ごとに生涯にわたり2,500万円(特別控除額)	贈与を受ける人ごとに毎年、年間110万円(基礎控除額)
	税金	(貰った価額-2,500万円)×20%	(貰った価額-110万円)×超過累進税率
	申告	特別控除額内でも、適用を受ける子供は、贈与を受けた翌年の2/1から3/15までに申告	基礎控除額内であれば、申告不要(配偶者の特例の場合、申告必要)
	納付	贈与税がある場合は納付し、相続時に精算	贈与時に完了
相続時	税金	相続財産に贈与財産(贈与時の価額)をプラスして相続税の計算をする	贈与財産は、相続税の計算には関係しない。ただし、相続開始前3年以内に相続人に贈与した財産は相続財産にプラスして相続税の計算をする。
	過大贈与税額	還付	
	節税効果	2,500万円の特別控除額はあるが、すべて相続時に合算されて相続税がかかる。ただし、贈与時の価額で合算されるため、その財産が相続時に値上がりしていれば、間接的に節税になる。	贈与財産は、相続時に計算の対象外になる。よって、その分は、財産が少なくなり、結果的に相続税が安くなる。
メリット	一度に大型贈与がしやすい	相続財産を減らすことが可能。結果的に相続税が安くなる。	
デメリット	相続税を安くすることができない。また、一度この制度を選択すると、その贈与者については、暦年課税制度が使えなくなる。	一度に大型贈与がしにくい	

図1:相続時精算課税の適用は親子の組み合わせごと

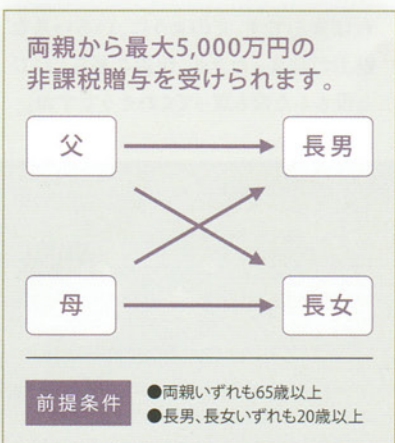
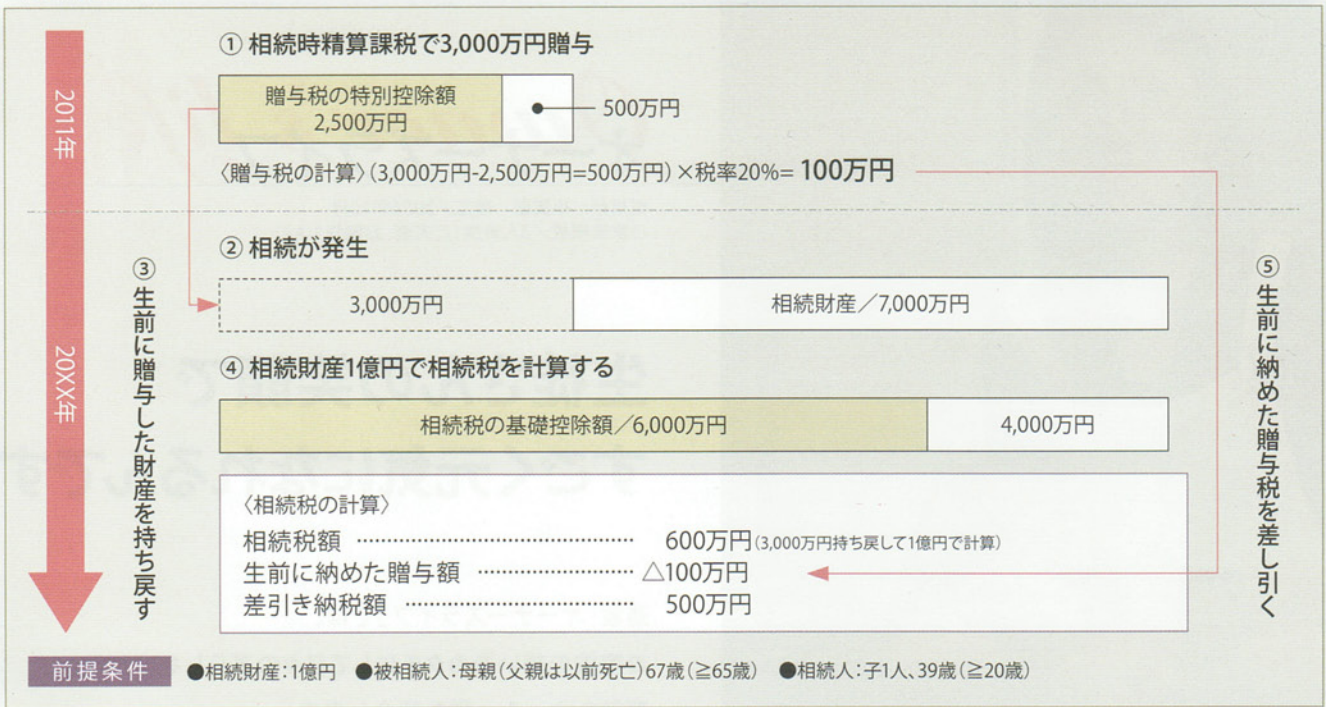


図3:実際の計測事例



②親子それぞれに適用を選択

この制度は、両親それぞれから子ども達全員に適用できます(図1)。例えば両親と子ども2人の場合、4通りの組み合わせがあります。組み合わせごとに通常の暦年課税(年110万円までが非課税の贈与)に代えて、相続時精算課税を選択することができます。ただし選択した場合は、相続時まで継続されるため、途中で暦年課税に戻ることはできませんので注意が必要です(図2)。

③届出書の提出が必要

相続時精算課税を適用するためには、贈与を受ける子どもが、最初に贈与を受けた年の翌年の3月15日までに税務署に届出書を提出する必要があります。この期限を越えると暦年課税とみなされて通常の贈与税の適用対象となってしまうので、忘れずに提出しましょう。

実例で見る計算方法

実際の事例で計算のあらましを見てみましょう。2011年に母親から長男へ、3,000万円の現金贈与をしたとします。そして、将来母親に相続が発生

すると、払うべき税金は図3の通りになります(図3)。

2011年の贈与時にこの制度を選択すると、贈与税を100万円支払う必要があります。一方で、将来の相続では贈与時の財産を持ち戻して相続税の計算をしますので、結局、トータルで支払う税金は、得も損もないことになります。

それでは、この制度はどのように活用するとよいのでしょうか。

活用方法 その1 贈与を受ける子ども達が一番必要な時期に贈与

高齢化社会になり、親の相続で財産を継いだらすぐに自分の相続対策が必要、という笑えないケースも増えています。子ども達が30~40代で財産を受け継いだほうが、住宅ローンの繰り上げ返済を行って資金負担を減らしたり、孫のために教育費として使ったりと、その財産を有効に活用することができます。

活用方法 その2 将来資産価値が上がりそうな財産に対して適用

将来値上がりしそうな財産にこの制度を活用することも、上手な使い方です。先に述べたとおり、相続時精

算課税では将来の相続発生時に贈与した財産を持ち戻して相続税を計算しますが、そのときの金額は「贈与時の評価額」なのです。例えば2011年にこの制度を使って値上がりしそうな不動産や上場株式を子どもに贈与したとします。仮に20年後に相続が起こった場合、持ち戻しする金額は、あくまでも贈与時の評価額で、値上がりした分には相続税はかかりません。もちろん、値下がりした場合に損をする可能性があることにもご注意ください。

落合孝裕氏

落合会計事務所代表
税理士

96年東京都世田谷区に落合会計事務所設立。セミナー講師、執筆などで活躍。著書に『ポイント早わかり 減る税金 増える税金』(中経出版)ほか多数。



www.ochiaikaikei.com

三菱ホーム倶楽部ホームページにて、相続税・贈与税に関するよくあるQ&Aをご覧いただけます。 www.mjh-owner.com